

徳島県規則第四号

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則の一部を改正する規則

徳島県用度・給与集中管理特別会計規則（昭和四十二年徳島県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表各課等（警察本部警務部会計課を除く。）の項中「官報」を削り、「郵便はがき」を「郵便葉書」に改め、同表警察本部の警務部会計課及び警察本部に所属する^{かい}廨の項の項名を「警察本部警務部会計課及び警察本部に所属する^{かい}廨」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。